

令和4年1月21日

町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

まん延防止等重点措置に伴う町立小・中学校の対応について

大寒の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、県内において、新たな変異株であるオミクロン株を由来とする新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られる状況から、国は、埼玉県への本日1月21日(金)からのまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

町内小・中学校におきましても、学校関係者から複数の感染の事例が報告され、一部、臨時休業(学級閉鎖)も実施されております。

つきましては、まん延防止等重点措置及び各学校の状況を踏まえ、下記の通り、各町立小・中学校において、これまで以上に緊張感を持ち、感染防止対策を徹底しながら教育活動を行ってまいります。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

2 期間

まん延防止等重点措置の期間終了まで

3 感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、引き続き、検温・健康観察を徹底します。登校前に健康観察表に検温結果及び健康状態等を記入し、持たせてください。発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。同居の家族に同様の症状が

見られる場合も登校を控えてください。

塾や習い事等での感染事例も多いことから、これらの施設において陽性者が確認された場合も、保健所による濃厚接触者等の確認がされるまでは登校を控えるようお願いします。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

マスクの正しい着用、3密の回避、手洗いを徹底します。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。可能な限り、効果の高いマスクの着用をお願いします。

また、学校では、換気の徹底も行います。

(3) 給食時の感染対策の徹底

給食時は、対面での食事を避け、食事時の会話は禁止とします。食事後に会話をするときには、マスクを着用してから行います。

(4) 学校外での活動時における感染対策の徹底

学校外での活動においても、マスクを着用するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

4 学習活動における感染対策について

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施します。学校の実情に応じて、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保を図ります。

また、まん延防止等重点措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、感染防止対策を徹底します。

- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられます（①～④は特にリスクの高いもの）。
- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ⑥ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を

伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱います。

5 学校行事について

各学校行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断します。また、実施する場合であっても感染防止対策を徹底して実施します。

(1) 修学旅行等の泊を伴う学校行事

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断します。

(2) 社会科見学等の泊を伴わない学校行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、感染防止対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施します。

特に、県境を越える学校行事については、その必要性を再検討し、延期又は中止を含めて実施の可否を判断します。

(3) 令和3年度卒業式について

原則として児童生徒、教職員で実施します。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とし、その際は、児童生徒一人につき保護者1名までとします。

6 部活動について

部活動を実施する場合は、以下のとおりとします。

週休日及び休日の活動	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
禁止 (活動は平日週4日以内・120分以内)	禁止	禁止

(1) 上記の活動日数や時間によらず、可能な限り活動を自粛します。なお、可能な限りの感染対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、活動を中止します。

(2) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止します。

(3) 留意事項

ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な

説明や対応を行い、理解を得た上で活動します。

- イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良の方がいる場合は活動に参加させないでください。
- ウ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行いません。
- エ 特に屋内競技や室内での活動については、常時換気することを徹底し、大声を出す活動を行いません。また、マスクを外しての活動を極力少なくします。
- オ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底します。
- カ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底します。
- キ 水分補給での感染防止対策を徹底します。
- ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行いません。
- ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えます。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行いません。）

7 令和4年度埼玉県公立高等学校等の入学者選抜等について

県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜については、感染防止対策を徹底するとともに、陽性者や濃厚接触者等への対応策を講じた上で実施します。

8 やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障等について

臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と児童生徒の関係性の継続が大切であることから、ICT等を積極的に活用することを含め、学習保障等に努めます。

9 その他

- ・学校内での感染や感染拡大が起こらないように、徹底した感染防止に努めた上で教育活動を行ってまいります。今後の状況によっては新たな対応を取っていく可能性があることを御承知おきください。
- ・新型コロナウイルスに関連して、感染等の有無やワクチン接種を受ける、または受けないことによる差別やいじめなどが起こらないようにするために、引き続き御理解、御指導をお願いします。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111